

令和3年度 第3回静岡県環境審議会 会議録

日 時	令和3年11月17日（水）午前10時から午前12時05分まで
場 所	県庁本館4階 特別会議室
出席者 職・氏名	委 員（敬称略、五十音順）（11名） 井上 隆夫、小野寺 郷子、亀井 暁子、小杉 充伸、杉山 和陽、千賀 康弘、 谷 幸則、名倉 光子、藤川 格司、牧野 正和、四本 康久 事務局（県側出席者）（15名） 市川くらし・環境部長、高畑部長代理、織部くらし・環境部理事、 田島くらし・環境部理事、渡邊くらし・環境部参事、 藤田くらし・環境部参事、池ヶ谷環境局長、清環境政策課長、 片田環境ふれあい課長、高松自然保護課長、深野鳥獣捕獲管理室長、 上家富士山・南アルプス保全室長、村松廃棄物リサイクル課長、 杉本生活環境課長、市川水利用課長
議 題	1 審議事項 ・埋立て等を使用される土砂等に関する環境上の基準 2 諮問事項 ・第13次鳥獣保護管理事業計画の策定 ・第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）（第5期）の作成 ・第二種特定鳥獣管理計画（カモシカ）（第6期）の作成 ・第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）（第4期）の作成 3 報告事項 ・廃棄物リサイクル部会の審議状況
配布資料	・令和3年度第3回静岡県環境審議会 次第 ・座席表 ・静岡県環境審議会 委員一覧 ・静岡県環境審議会 特別委員一覧 ・県側出席者一覧 ・静岡県環境審議会条例 ・審議事項 埋立て等を使用される土砂等に関する環境上の基準 【資料1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-5, 1-6, 1-7, 1-8, 1-9】 ・諮問事項 第13次鳥獣保護管理事業計画の策定 【資料2-1, 2-2, 2-3, 2-4】 第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）（第5期）の作成 第二種特定鳥獣管理計画（カモシカ）（第6期）の作成 第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）（第4期）の作成 【資料3-1, 3-2, 3-3, 3-4, 3-5, 3-6, 3-7, 3-8, 3-9, 3-10】 ・部会報告事項 廃棄物リサイクル部会の審議状況 【資料4】

1 議事

(1) 審議事項

- ・埋立て等に使用される土砂等に関する環境上の基準

(2) 諮問事項

- ・第13次鳥獣保護管理事業計画の策定
- ・第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）（第5期）の作成
- ・第二種特定鳥獣管理計画（カモシカ）（第6期）の作成
- ・第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）（第4期）の作成

(3) 部会報告事項

廃棄物リサイクル部会審議状況

2 審議内容

(1) 会議成立の確認

委員20人中11人出席を確認。環境審議会条例第6条第2項に基づき、会議成立。

(2) 審議事項

- ・埋立て等に使用される土砂等に関する環境上の基準

令和3年9月7日付けで知事から諮問のあった「埋立て等に使用される土砂等に関する環境上の基準」について、水質部会長から審議内容の説明後、質疑応答が行われた。

（会長） 次第にございますとおり、本日は審議事項が1件と、諮問事項がここには4件書いてありますけれども、内容的には2件の諮問事項、それから報告事項が1件ということになっております。

では、議事に従いまして、まず最初に、令和3年度第1回審議会において県から諮問されました、「埋立て等に使用される土砂等に関する環境上の基準」につきまして審議を行います。

これにつきましては、審議を水質部会に付託しておりましたので、この部会の審議結果について、水質部会長から御報告をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

（水質部会長） 9ページの資料1－1について御説明していきます。水質部会に付託されました「埋立て等に使用される土砂等に関する環境上の基準」に関わる審議結果について御報告いたします。

10ページを御覧ください。

水質部会では、令和3年9月29日と11月2日の2回、埋立て等に使用される土砂等の汚染状態に関する基準、埋立て等が行われた場合における区域内から区域外への排出基準について、それぞれ適用する物質や基準値について、基準を適用する場面を想定。こちらは後で事務局に御説明いただきますが、そうした想定をした上で、基本とする基準、基本とする基準に加えるべき基準を、ほかの県の事例を参考にしながら審議しました。

御報告する前に、環境上の基準を適用する場面についてですが、こちらを事前に事務局から説明していただきますので、よろしくお願いいたします。

（生活環境課長） それでは資料ですけれども、めくっていただきまして、右肩に「資料1－3」と書かれた資料を御覧ください。

まず、改めてでありますけれども、今回環境審議会に対して諮問させていただいている事項でありますけれども、県としまして新たに制定しようと考えております、盛土や埋立て等を規制する新たな条例。その中で、「埋立て等に使用される土砂等に関する環境上の基準」ということで、そういった環境上の基準を設けるということ、その基準の中身について諮問をさせていただいております。

なお、条例本体につきましては、現在交通基盤部が中心となりまして検討作業を進めております。本来であれば、今回の諮問に際しては、やはり条例案もお示しした中で御議論をいただくべきところではあるかと思っておりますけれども、まだその段階に至っておりません。昨日、県から市町の担当者に対しての事前の会合が持たれたと、新聞報道等も今日されておりますけれども、この中でも、会合自体は非公開という形で行わせていただいております。条例の細かなところにつきましては、まだお示しできないということになっております。県としまして、今回の条例制定についてはスピード感を持った対応が必要と考えておりまして、来年2月の県議会での条例案の上程、そして制定を目指す、ある意味並行して作業を進めざるを得ないという状況でございます。その点につきましては、何とぞ御容赦をいただければと存じます。

一方、水質部会の議論でありますけれども、その議論の中でも、当然各委員からは、一方で基準の中身を議論するということでもありますけれども、「それぞれの基準がどのような場面・機会に適用されるか、確認をするのか」という点の想定がなければ具体的な判断はつかないでしょう」といった御意見もありまして、部会の中では、議論の前提としまして、県より基準を適用・確認する場面の想定についてお示しをさせていただきまして、それぞれの基準の内容について御議論いただきました。そういうことで、その部会の中で説明させていただいた内容について、改めてこの場で説明させていただきたいと考えております。

そして、改めまして資料1－3でございますけれども、「環境上の基準への適合状況の確認場面」という資料でありますけれども、今回、盛土や埋立て等を行う場合に、新たに規制ですね。いわゆる許可制にするということ、想定をしております、そういったことの手続の中でこういった場面で確認等をしていくかということでございます。

上から、まずは申請書の提出ということで、実際にそういった事業を行うという場合には申請書の提出を求めます。その申請書の提出に際して、事業区域、実際埋立て等をする区域の汚染の状況。まず、そもそもその土地がどういう状況にあるかということについて調査をしていただきまして、土砂等の基準。これがいわゆる土壤汚染の状況に関する基準ということになりますけれども、そちらの状況を報告していただくということになっております。そういったことで、その適合状況を確認した上で許可ということになります。

そして、許可を受けた者については、実際に土砂等を搬入をする。その搬入に当たっては、搬入する前に、それぞれ土砂の汚染のおそれがないことについて確認した上で報告をするということで、ここも義務化するということになっております。その中で土砂の基準を、同じようにここでも適用して確認をしていくということになります。

そうした後、期間はいろいろあるかと思っておりますけれども、実際に土砂等の搬入が進められるわけですが、そういった事業が進む中で、定期的な報告ということで、6か月に1回の期間をもって、定期的な土壌、それから水質調査ということを実施していただきまして、その状況を報告していただき確認をするということを想定しております。ですので、ここで土壌に対する基準の適用。

それから、水質基準ということで、こちらにつきましては、土壌の埋立ての結果で、その埋立て等が行われている区域の中から区域外に出される排水。そこがちゃんと、どういった水質なのか。一定の基準を満たしているということで、周囲の環境等に与える影響がちゃんと軽減されているか、抑えられているかというところを確認するというところで、水質の基準をここで適用するということを考えております。

そうして埋立て等が進められる中で、最終的には完了もしくは何らかの理由で廃止ということがあった場合ですけれども、そこについては、改めて最終的な土壌の調査、それから水質の調査ということを行っていただいて、その状況を県としても確認するということを考えております。

あわせて、この表の左側でありますけれども、ここについては、一方でこういった流れがありますけれども、定期的なところ以外にも、随時県による報告徴収ですとか立入り、そして場合によっては土砂・排水の収去ということで、こういったものを随時行う形で確認等をしていくといった制度を考えております。

そして、1点この中で補足というところでありますけれども、今その中の「搬入開始時の報告等」ということで、土砂等を搬入する際に、持ち込まれる土砂についての土壌汚染のおそれの有無の確認ですけれども、こちらにつきましては、もう1枚めくっていただきまして、右肩に「資料1－4」と書かれているもの。その他の基準につきましては、もう一律に土壌汚染の状況を実際に調査していただいて結果を報告ということでありますけれども、この部分の搬入する土砂の汚染状況の確認ということについては、段階を追ってということを考えております。

まず一義的には、1の(1)でありますけれども、「調査フロー」と書いておりますけれども、まずは土地の利用状況等、履歴等を調査してもらうということです。その中で、土地の現況の写真ですね。過去からの推移が分かるような航空写真ですとか、それから例えば土地の履歴等の調査。そういったことによりまして、その土地が、過去の土地利用の状況等から汚染のおそれなしがあるか、まずは1回ここで判断をする。そして「おそれなし」ということであれば、左側ですけれども、その「おそれなし」という内容について、その土地の①の利用状況等の調査の結果を県に報告、そして県が内容を確認するということになっております。

一方で、その段階で「汚染のおそれあり」という判断をされた場合については、その「汚染のおそれがある」という物質について、汚染物質等の含有量の調査を実際に行っていただきまして、基準値以下であれば、その①の履歴調査と合わせまして、その結果について県に報告。そして県が確認するということになっております。そして一方、その段階で土壌汚染のおそれについて基準値を超過ということであれば、当然そういった土壌については搬入できないということになります。この考え方については、土壌汚染対策法の考え方に準じた形で、この部分についてはそういった実際の確認の手順を考えておるところになります。

それから、1枚めくっていただきまして、細かなところになりますけれども、「埋立て等を実施した土地における汚染状況の確認方法」ということで、実際にどういった方法で確認していくかということにつきましては、基本的には土壌汚染対策法に準じたような形で調査を求めて、実際の確認方法ということで、計量証明事業者による分析結果の提出を義務づけるということで、そういったことでその調査の内容を担保するということを考えております。

私からの説明は以上です。

(水質部会長) 続けて、審議内容について御説明いたします。11 ページから始まる資料 1－2 を御覧ください。12 ページから御説明いたします。

今の説明の想定を踏まえまして審議しました。その結果、埋立て等に使用される土砂等の汚染状況に関する基準については、土壤汚染対策法に定められた「土壤の汚染状態に関する基準」を基本とするということにいたしました。この基準については、土壤汚染による人の健康被害を防止するため、土壤に含まれる有害物質を地下水経由で摂取するリスク。これはだから水に溶ける状態の化学物質ですね——としての土壤溶出量の基準。有害物質を含む土壤を直接摂取するリスクとしての土壤含有量基準。これは土壤そのままの全量含まれる量を定めていますので、こちらの同基準を適用することといたします。

これに加えまして、環境基本法の規定に基づき、「土壤の汚染に係る環境基準」が定められています銅、1,4-ジオキサン。ダイオキシン類対策特別措置法の規定に基づき「ダイオキシン類による土壤汚染に係る環境基準」が定められているダイオキシンについて加えることとしました。こちらは資料 1－2 のイとウとエになります。

銅については、食料を生産する機能を保全する観点から、田に限定して「土壤の汚染に係る環境基準」が定められていますので、こちらは埋立地を田んぼとして利用する場合等を対象にして「土壤の汚染に係る環境基準」を適用することといたしました。

1,4-ジオキサンについては、水に容易に溶解する物質のため、土壤中に存在した場合、降雨等で下方に浸透しやすいと考えられていることから「土壤の汚染に係る環境基準」を適用することといたしました。

ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法に規定される特定施設が設置されている事業場敷地の土壤はダイオキシンに汚染されている可能性があります。そうした場所から搬出される土砂が埋立て等に使用されるおそれがあることから、「ダイオキシン類による土壤汚染に係る環境基準」を適用することといたしました。こちらが基本的には土壤についての規制値になります。

続きまして、13 ページの 2 番になります。埋立て等が行われた場合に、その埋立て等が行われた区域内から区域外への排出基準についてです。その排出基準については、埋立て等を実施した土地における排水の汚染は埋め立てられた土砂が基本的に由来するということから、区域内から区域外への排出に関する基準を定める物質は土砂基準と同一とし、基準値としては土壤汚染対策法に定める「地下水基準」のほか、1,4-ジオキサンについては、環境基本法の規定に基づく「地下水の水質汚濁に係る環境基準」。ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法の規定に基づく「ダイオキシン類による土壤汚染に係る環境基準」を適用することといたしました。なお銅については、「地下水の水質汚濁に係る環境基準」が定められていないということから、地下水に関しては対象外とすることといたしました。

こうした審議の結果、「埋立て等に使用される土砂等の汚染状況に関する基準」については、14 ページの別紙 1 に定めるようにいたしました。「埋立て等が行われた場合における、区域内から区域外への排出基準」については、15 ページの別紙 2 のとおりにすることが適当であるという結論になりました。

水質部会における審議結果の報告は以上です。

(会長) どうもありがとうございました。水質部会で非常に丁寧に議論していただいた結果ということで、ここで報告いただきました。皆様から、御意見、御質問等があればお

願います。いかがでしょうか。

(委員) 基準の件ではないんですけれども、実際の調査の流れの16ページの部分で、今回の申請書の提出に関しましては、土砂の関係の条例で500m²以上でやるのかどうかということ、17ページの、実際の搬入の前に当たって履歴の調査をされるかと思うんですが、この調査に当たっては土壌汚染対策法の指定調査機関でないとやれないのか、例えば行政書士の先生とかで実施可能なのか。この2点につきまして、決まっているようであれば教えていただければと思います。

(会長) これは事務局で分かりますでしょうか。

(生活環境課長) 事務局からお答えさせていただきます。

まず最初の質問ですけれども、いわゆる条例を適用する範囲ということになるかと思えますけれども、こちらにつきましては、冒頭お話しさせていただいたとおり、まだ条例案の検討中ですので確定的なことではないんですけれども、今の段階としまして、もともと本県は、許可ではないんですけれども、土採取等規制条例という、これまで現行の条例を持っておりまして、その範囲を適用するということを基本的に考えているところです。面積につきましては1,000m²以上ということを一応今の時点では予定しているということになっております。

それから、2点目の御質問でありますけれども、いわゆる土地の履歴等の調査につきましては、すみません。これもまだ確定的ではありませんけれども、土壌汚染対策法の指定の調査機関。そこまでは少し求められないかなという方向で、今考えております。

以上であります。

(会長) はい、ありがとうございます。これに関しては、今回議論している部分とはまた別のところでまとめていただくということになるのでしょうか。

(生活環境課長) お答えいたします。そうですね。今回諮問させていただいている部分としましては、あくまでも基準の中身というところになりますので、今私のほうで少しお話しさせていただいたところにつきましては、直接は交通基盤部のほうというか、条例本体で最終的には決めさせていただくということになります。

以上であります。

(会長) 分かりました。では、今の御質問の内容も考慮していただいて、そういったところに反映していただけるようにお願いします。

(生活環境課長) はい、分かりました。

(委員) 非常に丁寧にまとめていただいて、私はこれで十分かなと思っております。2点だけ教えてください。

1点目は、水質部会ということなので、水質、要するにクオリティーを議論する場ですから、土対法に基づいて基準をつくっていくというのは、もうこれはやむを得ないというか、非常にもっともな議論の仕方であろうと思うんですが、一方ですね、今回の問題が生じたときというのは何かというと、決して地下水の汚染が起きて問題化したわけではなくて、むしろクオリティーの問題ではなく、マスフローですね。土砂が多く出た、異常に積み上がった、こういった部分が非常に大きな問題であったんだろうということだと思うんです。繰り返しになりますが、水質部会で議論するのはここまでであって、土対法に基づいてやるということについては全く私も異論ないんですが、問題の本質を考えたときには、もう少し違う部分についても我々は議論すべきなのかなという気がしました。申し訳ありません。感想です。

2点目は、この16ページにある「定期的な報告」というところでございます。確かに定期的な報告は必要でございますが、一方この問題の本質を考えたときに罰則規定がなかったのではと、県に対して、少し厳しく業者さんに言えるような何らかの法的な手続がなかったのでは、と思います。

繰り返して、恐縮なんですけど、これは水質部会で議論する以上はここまでというのは重々承知しております。ただ、今回良い機会ですので、県としても、そして一委員の意見としても、こういう定期的な報告についてちゃんと応えない業者については、何らかの形で県からも意見が言えるような仕組みづくりというのを今後は御検討いただければなと思っております。

以上の2点です。

(会長) ありがとうございます。同じような議論が部会の中でも上がってきておりました。この辺、事務局でお答えいただけますでしょうか。

(生活環境課長) お答えいたします。ただいま委員からお話がありました点は、確かに今会長からも話がありましたけれども、部会の中でも同じような意見がかなり出たと思います。そちらにつきましては、まず16ページの資料1－3のところでも書かせていただきましたけれども、いわゆる定期的な報告の部分とは別に、左側の部分ですけれども、報告徴収、立入り、それから場合によっては排水の収去等によって、そういった部分は県としても——こちらは県が主体的にそういった状況について確認するというのも制度の中では設けたいと考えております。

あわせて、先ほどの定期的な報告についての義務違反ですとか、内容について問題があった場合についても、最終的には県でそういったことに関しても罰則等の適用ができるという、そこまでの一応規定を、すみません。ここの直接の議論ではありませんけれども、想定としては、そういうことまで含めて、やはり制度として設けて、より実効性のある条例にしたいということで今検討を進めているところであります。

以上であります。

(会長) ありがとうございます。ぜひともこういった場に出てきた意見を今後の議論に活用していただきますように、何か議事録等を残しておいていただけて反映していただければ。

(委員) 部会長のおっしゃるとおりでございます。今後は太陽光パネルの問題とか、本県は恐らくこういった種類の問題が生じるかなと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

(会長) はい、ありがとうございました。ほかに何か御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(委員) 他府県の資料が入ってるんだけど、これの説明は要らないのかな。

(会長) これも事務局から簡単に説明していただけますか。

(生活環境課長) すみません。事務局から説明させていただきます。

今回資料をつけさせていただきましたが、前回の第2回の環境審議会で諮問した際につけさせていただいた資料と、ベースとしては同じ資料になっております。こちらにつきましてですけれども、資料1－5の19ページ以降が他県の状況の資料になっております。今回の部会での議論に当たっても、こういった他県の状況を少し参考にさせていただいたわけですけれども、資料を見ていただきますと、21ページ、資料1－7になりますけれども、これは「土壌の汚染に関する基準」の適用状況でありますけれども、大きく言いますと、

左側の囲ってある部分が、いわゆる土壤汚染対策法に基づく基準になっております。ここについては、先ほど言いました、いわゆる地下水への土壤溶出量基準と、それから土壤そのものに含まれる含有量基準が両方ある。一方で、右の囲みが、いわゆる環境基本法に基づく「土壤の汚染に係る環境基準」ということになっております。そして、一番下に書いてあるのがダイオキシンに関する環境基準ということになっております。

この組合せは、いろいろ各県あるわけですが、今回本県においては、土壤汚染対策法に基づく基準をベースにしまして、いわゆる土地の含有量に対する基準も含めた基準をベースとしまして、右側の一番下のところですが、銅と「1,4-ジオキサン」というところがはみ出しておりますけれども、ここの部分について、これは土壤汚染対策法の基準にありませんけれども、こちらについても合わせて適用させる。銅につきましては田に限るということになりますけれども、そういったこと。あわせてダイオキシンに関する基準も適用しようと、ある意味では、各県の中で一番厳しいというか、「全てを網羅するような形の基準を設けましょう」ということで部会ではまとめていただきました。水質についても、基本的にはその項目に準じて、同じ項目でということになっております。

以上であります。

(会長) よろしいでしょうか。

(委員) はい。

(会長) 事務局で結構いろいろと調査していただきまして、そういうような状況だということです。よろしくお願いいたします。ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今幾つかの御意見をいただきましたけれども、環境上の基準に関する問題に関しては、これで特に問題ないと御意見いただきました。ただ、それに関わるところで幾つかの御意見が出ましたので、そういったことに関しましては、また事務局でまとめていただきまして、今後の施策に反映していただけるようにお願いします。

この環境上の基準に関しましては、部会でまとめていただきました報告書の結論のとおり、私から知事宛てに答申するということで、御異議ございませんでしょうか。よろしいですか。

はい、ありがとうございます。それではそのように進めさせていただきます。どうもありがとうございました。

(2) 諮問事項

・第13次鳥獣保護管理事業計画の策定

令和3年11月11日付けで知事から諮問のあった「第13次鳥獣保護管理事業計画の策定」について、事務局から諮問内容の説明後、質疑応答が行われた。

(会長) では、次の議題。諮問事項ですけれども、諮問事項の1番目、「第13次鳥獣保護管理事業計画の策定」についてということで、これはまず自然保護課長から説明をお願いいたします。

(自然保護課長) それでは資料の27ページを御覧ください。

初めに、鳥獣保護管理事業計画でございます。この事業計画は、鳥獣保護管理法の規定に基づき知事が策定しなければならないもので、今後5年間の県の鳥獣保護管理事業の実施計画となるものです。また、環境大臣が定めた基本指針に即して作成することとされており、現行は第12次の計画ですが、今年度末で終了するため、第13次の計画を策定するものでございます。

続いて、28ページに参りまして、それでは環境大臣が定める基本指針の改定の概要について御説明いたします。

先月、国が、鳥獣保護管理法の施行状況を点検するとともに、最新の社会情勢を踏まえて基本指針を改定しております。この改定では、まず全国の状況をこの表に示した4点に分けて点検が行われております。

1点目は「ニホンジカ・イノシシの捕獲数」について、捕獲数の合計は増加しており、推定個体数の半減の目標の達成には至っておりませんが、2014年度をピークとして減少傾向となっており、一定の成果が現れてきているというものでございます。

2点目は、「わなによる錯誤捕獲の増加」について、ニホンジカ・イノシシの捕獲数が増加したことなどによりまして、クマやカモシカなど、わなによる錯誤捕獲が増加しているという状況でございます。

さらに3点目として、「感染症への対応」として、現状では高病原性鳥インフルエンザや豚熱など特定感染症への対応が中心となっております。

最後に4点目、「狩猟免許所持者の動向」といたしまして、免許所持者は増加傾向にあるものの、捕獲活動は引き続き高齢の熟練狩猟者が中心となっているというものでございます。

これらを踏まえまして、下の表に参りますけれども、国は課題と基本指針の改定ポイントを整理しております。「課題」の①から④の番号は、上の点検項目の番号と連動しております。

1つ目の課題は、「鳥獣の管理強化」について、具体的に評価可能な目標を設定し、適切な評価・見直しを行いまして、順応的な計画の推進を図ることなどを挙げております。

2点目として、「鳥獣の保護の推進」として、錯誤捕獲を防止するため、捕獲者への指導や錯誤捕獲時の体制整備等の取組を推進することを挙げております。

3点目として、「感染症への対応」として、感染症対策の情報収集や調査、関係部局等との連携・情報共有を挙げております。

最後に4点目として、「人材育成」です。狩猟免許の取得促進のみならず、十分な捕獲技術を持った人材の育成を進めることとしております。

続いて29ページを御覧ください。

以上により整理された課題のほかに、国は、最近の社会情勢を踏まえた基本指針の改定ポイントについても整理しております。

5点目といたしまして、アライグマ、ヌートリア等の外来鳥獣への対応として、外来鳥獣の計画的管理への影響を踏まえた狩猟鳥獣の指定を挙げております。

6点目として、最近報道等もされておりますけれども、クマ等の市街地出没等への対応として、そういった出没時の円滑な対応のための連絡体制の構築、人材育成を挙げております。

最後に7点目です。「鳥獣保護管理に必要な情報の見える化」として、情報の規格化を進めることにより一般市民へのオープンデータ化等を推進することを挙げております。

下段に参りまして、今回お諮りしております県の13次計画の策定について、御説明いたします。

まず、国の基本指針の改定に伴い13次計画に反映させる項目を整理しました。項目の番号については、先ほど説明した課題と連動しております。反映させる項目として、国が示しました7項目のうち、この②と③の2項目を反映させたいと考えております。2番目の鳥獣保護の推進における錯誤捕獲の防止と、③の感染症への対応における情報収集でございます。これについては後ほど御説明をいたします。

続きまして30ページを御覧ください。

次に、県において既に第12次の計画で対応済みのものについて整理をしております。具体的には、表にあります4項目で、①の「鳥獣の管理の強化」では、既に管理目標の設定・評価及び見直しをすることなどを盛り込んでおります。以下同様に、④の「人材育成」、⑤の「外来鳥獣への対応」、⑥の「市街地出没等への対応」についても、表の右枠内に記載のとおり対応済みの項目でございます。

最後に、下段に参りまして、国が主体的に対応するものを整理しております。⑦の「鳥獣保護管理に必要な情報の見える化」につきましては、法律や施行規則等により全国で統一して進めることとございます。国が一元的な情報システム等の体制整備を図ることとしておりますので、このように整理をしております。

以上のことから、13次の計画においては、県において既に対応済みのもの、また国において主体的に対応するものについては本計画の見直しにおいて反映せず、(1)の項目のみを反映することといたしました。

以上を踏まえまして、続いて改定内容全体を御説明いたします。

諮問書の別記資料にまとめておりますので、恐れ入りますが25ページにお戻り願います。

まず、1のとおり、計画期間については令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間です。

2の「計画(案)」につきましては、先ほど申しましたとおり、「国の基本指針に基づく変更」「県内の状況変化、市町等からの要望を踏まえた改定」「その他所要の修正」の3項目について分けて整理をしております。

まず1点目、「国の基本指針に基づく変更」は、大きく2つございます。アの「鳥獣の保護の推進」とイの「感染症への対応」です。

このうち、アの(ア)「錯誤捕獲の防止」として、1点目は、カモシカの生息区域が拡大しており、合わせて錯誤捕獲の増加が懸念されるため、くくりわなの使用においては生息状況等を勘案する対象に「カモシカ等」を追加したいと考えております。

2点目は、錯誤捕獲後の迅速かつ安全な放獣を実施できるようにするため、捕獲許可をした者への指導において、わなの適正使用や事前の放獣場所の確保等、指導方針を追加いたします。

アの（イ）「捕獲許可した者への指導」においては、捕獲物の処理等について、感染症の拡大が懸念される場合には、捕獲作業実施の際の防疫措置を取るよう指導を徹底することや、外来鳥獣については捕獲後に放獣しないよう指導することを追加したいと考えております。

続いて、イの「感染症への対応」として、3点ございます。

イの（ア）「高病原性鳥インフルエンザへの対応」では、発生時の体制を強化するため、国による研修の情報提供などを通じまして、野鳥サーベイランス・野鳥緊急調査等を実施する人材の育成・確保に努めてまいります。

イの（イ）の「豚熱等への対応」につきましては、令和元年10月以降、県内でも野生イノシシによる豚熱感染が継続して確認されておりますことから、関係部局と連携いたしまして捕獲強化等の対策を推進し、感染収束に努めます。

また、国内への侵入リスクが高まっておりますアフリカ豚熱についても、関係部局と連携いたしまして、野生イノシシにおける感染確認検査の実施や監視体制の強化など、侵入時に早期発見が可能な体制整備に努めてまいります。

イの（ウ）「その他感染症への対応」につきましては、マダニによるSFTS（重症熱性血小板減少症候群）等の患者が県内においても発生しておりますことから、情報収集・監視や関係部局との情報共有に努めます。

続きまして、26ページを御覧ください。

2点目として、「県内の状況変化、市町等からの要望を踏まえた改定」でございます。大きくは4点ございます。

アの「鳥獣保護区、特別保護地区等の指定・更新」においては、計画期間中に指定期間が満了する55か所あります鳥獣保護区、また3か所あります特別保護地区は、関係者の合意形成に努めた上で、期間更新を原則といたします。

イの「特定猟具使用禁止区域、鳥獣捕獲禁止区域等の指定」においては、計画期間中に指定期間が満了する53か所あります特定猟具使用禁止区域、また4か所あります狩猟鳥獣捕獲禁止区域は、地元の意向を踏まえつつ再指定を原則といたします。

続いて、ウの「鳥獣の捕獲等許可基準の緩和等」につきましては、1点目に、一部鳥獣について被害発生状況を踏まえた市町等からの要望に応じまして、航空機の安全に係る鳥獣捕獲許可基準の新設、許可数量・期間を緩和いたします。

具体的には表1にございます。例えば、一番上の「ムクドリ」ですと、航空機の安全を目的とした許可基準を新設するほか、「カワラバト」では、農作物等の被害防止を目的とした許可基準のうち、許可日数の上限について3か月だったものを6か月に緩和をいたします。その他の鳥獣についても表に示してあるとおり緩和を行います。下線が変更箇所でございます。

次に、エの「鳥獣保護管理事業における実施体制の整備」においては、1点目に、狩猟者の負担を軽減するため、各種申請の電子化の導入に取り組んでまいります。2点目といたしまして、鳥獣保護センター機能のあり方については、保護・収容している鳥獣数などの現状把握や他県の状況等も情報収集しながら引き続き検討をしてまいります。

「その他所要の修正」については、年度の表記、現状、実績の時点修正を行うものでご

ざいます。

以上が諮問書の別記についての説明でございます。

たびたびで恐れ入りますが、資料の 31 ページにお戻りをいただきたいと思います。

最後に、今後の予定でございます。12 月、来月ですけれども、鳥獣保護管理部会を開催いたしまして専門的な見地から御審議をいただきまして、その後県民へのパブリックコメントを行います。それらを踏まえまして、1 月にもう一度部会としての結論をまとめていただき、2 月頃に開催予定の審議会において答申をいただければ公表していきたいと考えております。

以上で、第 13 次鳥獣保護管理事業計画についての説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

(会長) どうもありがとうございました。本件に関しましては、最後にありましたように、鳥獣保護管理部会でまた専門的な部分を議論していただくということにしておりますけれども、その前に今御説明いただきました件に関しまして、委員の皆様からの御意見、御質問等、それから専門部会で検討していただきたい項目等ありましたら挙げていただきたいと思います。いかがでしょうか。

今後 5 年の計画ということで、いろいろと状況も変わるかと思いますが、何か、特に「こういった点は検討しておくべきだ」というような項目がございましたら挙げていただけるとありがたいかと思いますが、いかがでしょうか。何かありますでしょうか。

私の個人的な話で申し訳ないんですが、下田に 1 週間に 1 回ぐらい通っていると、もう最近サルやらイノシシやらカモシカやら、いろんなものがあんなにも出るというのを清水に住んでいると全く知らなくて、多分皆さん、地元にいちゃる方は分かるんでしょうけれども、なかなか町の中にいる方にとっては分からないことも多いかと思うので、何か皆さんで、身近なところで御意見等ありましたら挙げていただければ。何でも結構です。いかがでしょうか。

(委員) うちのほうは本当にイノシシの被害に今まで非常に困っていました。「最近ちょっと数が減りましたね」という農家さんの意見があったんですけれども一月ぐらい前ですからね。近くに見つかったイノシシの死骸ですか、多分ね。「豚熱によるものだ」というような話がありました。一番心配してるのは養豚農家です。養豚農家の豚舎が近くにあります。そういうことで、それが家畜に感染するのではないかというような風評被害みたいなものが出ると非常に難しくなってきます。捕獲も大事なんですけれども、そうやって新聞に公表されることで、「ああ、あそこの家の豚舎って、その近くだよな」と言われたことだけで、農家側からするとそういう被害もなきにしもあらずと思っておりますので、公表する場合は十分に考慮していただきたいなと思います。

それから、今会長さんがおっしゃられたように、伊豆のほうに月 1 回ほど出かけておりますけれども、本当に野生の王国のような感じで（笑）、もう道路を走っていても気が気ではないというようなところがたくさんありますし、「え？こんなところに親子連れが出てくるの？真っ昼間から」というようなところも見かけることが多々あります。私たちは里の人間ですので里の被害しか知らなかったんですが、シカによる森林被害が非常に大きいということも聞いておりまして、山が荒れると、伊豆なんかはそのまま海の被害に通じます。そういうこともあって、これはもう鳥獣だけではなくて環境そのものに起因するものではないかというような感じを受けておりますので、その辺のところも議論をしていただきたいと思っております。

(会長) はい、ありがとうございます。ぜひとも御意見をメモしておいていただきまして、部会での議論の参考にさせていただきたいと思います。ほかにも何かございますでしょうか。

(委員) この頃私の依頼が多いのが農業関係です。農地の保全のために、やはりマッチングだとかあるいはいろんなこと——実はもうまちづくりなんですよ、農地とか森を守るのは。

ということで、1つ質問は、26ページの「県内の状況変化、市町等からの要望を踏まえた改正」のイのところですが、特定猟具使用禁止区域とかの指定の改定をするのに当たっては、「地元の意向を踏まえつつ再指定を原則とする」と書かれていますが、地元の意向といっても、なかなか高齢化が進んだりだとか、あるいはとか新規農業者とか、いろんな新しい方を迎え入れて新しいまちづくりをしながら地域を守っていくという形の中で、「地元の意向」と一言と言っても、もともとの状況の方たちだけに聞いても、なかなかこれからのまちづくりとか農地を守るとかいうところでは、難しいこともあるかなと思うので、いろんな工夫をしてですね、言葉はそのままだとしても、本当に状況は変わりつつあって。

先ほど委員もおっしゃられたように、もちろん農業とか林業とかそういう部分だけではなくて、生活の危険というか。カラスなんかは市町村の指定で駆除できると聞いていますが、そういうところでも、鳥獣被害は里にもどんどん近づいてきていて、そのときの、例えばごみを捨てるのでも、もしサルが出てきたらやっぱりちょっと怖いとか、子供たちが危険だとか、いろんなことが起こるのかもしれない。今、鳥獣保護に関していうと、主な被害農林水産物等の規定においてどのぐらいの鳥の数を指定できるという、何か月とかというふうな、航空機の関係以外はそういうことですよ。ということだと、なかなか状況としては、そのままでずっといけるのかなというような心配をちょっと思いました。感想ですみません。

(会長) ありがとうございます。何か事務局からこの辺は。

(自然保護課長) 御質問ありがとうございます。特定猟具使用禁止区域の指定におきましては、地元の意向ということで、最終的には地元の市町の意見書をいただくなどして手続をしておりますけれども、今御意見をいただきました、例えば地元の意向といってもいろいろな集約の仕方があると思いますので、どんな工夫ができるのか、今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

(会長) また部会に反映させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、この件につきましては、先ほど申しましたとおり、鳥獣の保護に関する知識・経験等を有する方々によりまして専門的な見地から詳細な議論を行う必要があると考えます。つきましては、鳥獣保護管理部会において、この諮問事項について詳細な検討をお願いすることとします。よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。それではそのように、また鳥獣保護部会で審議をよろしく願いいたします。

- ・ 第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）（第 5 期）の作成
- ・ 第二種特定鳥獣管理計画（カモシカ）（第 6 期）の作成
- ・ 第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）（第 4 期）の作成

令和 3 年 11 月 11 日付けで知事から諮問のあった「第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ第 5 期、カモシカ第 6 期、イノシシ第 4 期）の作成」について、事務局から諮問内容の説明後、質疑応答が行われた。

（会長） それでは続きまして、諮問事項の 2 番目ですけれども、第二種特定鳥獣管理計画について。これはニホンジカ、カモシカ、イノシシ、3 つ合わせてですけれども、鳥獣捕獲管理室長から説明をお願いいたします。

（鳥獣捕獲管理室長） それでは私から、第二種特定鳥獣管理計画について御説明さしあげます。着座で失礼いたします。

第二種特定鳥獣管理計画でございますが、今お話がございましたように、ニホンジカ、カモシカ、イノシシの 3 種の獣について作成をしております。お手元の資料では 33 ページに諮問書がございまして、それから計画の概要について 34 ページからございます。説明につきましては 45 ページからの PowerPoint で説明をさせていただきたいと思っております。PowerPoint には右下に小さく数字がございます。スライドの番号になりますので、よろしくをお願いいたします。第二種特定鳥獣管理計画というのは、これから「特定計画」と略称で呼ばせていただきますので、御了承いただきます。

では、まず 1 のスライドになりますが、特定計画には第一種と第二種と 2 種類ございます。第一種というものにつきましては、生息数が著しく減少して、もう保護しなければいけないという鳥獣について立てる計画でございまして、保護法の第 7 条に規定がございます。本県の場合には該当ないということで作成はしておりません。

第二種の特定計画につきましては、そこにも書いてございますけれども、生息数が著しく増加するなどしまして人間とのあつれきが生まれているような鳥獣について管理を行う必要があるというときに、法の第 7 条の 2 に基づきまして県知事が作成することができることとなっております。それで静岡県では、ニホンジカ、カモシカ、イノシシについて作成しております。

計画作成のメリットといたしましては、法で定められております狩猟規制の緩和ですとか捕獲管理の強化など、県独自の管理計画を作成できることが挙げられます。期間につきましては、今、高松課長から説明させていただきました、上位計画であります鳥獣保護管理事業計画と同様の計画期間といたしまして、整合を図って作成をしております。

最初にニホンジカの第 5 期の作成について御説明をいたします。下の 2 のスライドを御覧ください。

ニホンジカの計画につきましては、平成 16 年度から作成をしております、まず生息頭数が多い伊豆地域から取組を始めてございます。ニホンジカの行動範囲や生息密度、あるいは生息環境の違いにより、県内を伊豆地域、富土地域、富士川以西地域の 3 地域に区分いたしまして、それぞれの個体群について管理を行っております。

次のページを御覧ください。

3 のスライドでございますが、このように、県内では平成 10 年頃からニホンジカの生息頭数が増加いたしまして、特に伊豆、そして富士になりますけれども、森林被害などが発生して、平成 16 年から特定計画で対策を実施してまいりました。しかしシカの繁殖力が非

常に高いので、高密度な状態が長期間続いてしまいまして、この写真のように、本来であれば人が入れないような下草が生い茂っているはずなんですけれども、その下草も灌木もシカに食べられて消失をしてしまいまして、ついには落ち葉や木の皮までも被害を受けているという状況でございます。こうなりますと、表面の土が流れてしまって、本当に災害の危険があるような場所になってしまうという状況になっております。

下のスライドを御覧ください。4番です。

このことから、現計画では、計画の優先する目的を「生態系への影響軽減」とさせていただきたいと思っております。現計画、今実施している計画では2番の「個体群の安定的な維持」ということになっておりましたけれども、ここで順位を変更させていただきます。

生態系への影響の軽減につきましては、「ここまで減らしたい」という削減目標を設定したいと考えております。そして削減できた暁には、シカも生態系の一員でございますので、絶滅をしないように、「ここまでは減らしちゃいけない」という下限の生息頭数を設定したいと考えてございます。

そして、6月に農林業被害の防止のための特別措置法の改正がございまして、被害対策の強化について取り組んでいくという方針が出ておりますけれども、これに伴いまして、農林部局、市町と連携をいたしまして、農林業被害の軽減にも努めてまいりたいと考えております。

次のページを御覧ください。

現在実施している計画の評価でございますが、現計画の4期から、生息密度調査という、シカの生息数を確認する調査でございますけれども、これを全県250地点で毎年度実施することといたしまして、この図のようにマップ化をいたしました。そして、生息密度の状況の見える化をした上で、このマップを使いまして、捕獲の戦略ですとか次年度の捕獲計画の策定に利用いたしました。そして、市町ですとか捕獲従事者と、「ここら辺にいるんだ」というような情報の共有を図っております。

下のスライドを御覧ください。具体的に伊豆地域でどういうふうな戦略を立てたかという例でございます。

マップ化をすることで、年度ごとの変化も明確に分かることから、この赤いところが前年と比べて増えたところ、青いところは捕獲の効果があって減ってきたところとなっております。特に赤いところにつきまして、「奥山」と書いてございますが、そういったところで重点的な捕獲をするという戦略を初めに立てました。実施していく中で、専門家の先生方にも助言をいただきまして、濃いところで打つだけでは、シカが逃げてしまうこともありますので、「周りの部分も同じように捕獲を重点的に進めて面的に捕っていくのがよい」。そのような意見をいただきましたところ、戦略を多少変更いたしまして、面的にシカを捕獲する計画を立て、実施してまいりました。その結果、令和2年度につきましては、過去最高の1万4,305頭という数字を県の管理捕獲で実施することができました。

次のページを御覧ください。地域ごとの評価になります。

伊豆地域の捕獲状況でございますが、赤枠が今期ですね。令和3年度まででございますけれども、捕獲状況になります。捕獲の強化によりまして、伊豆地域では、捕獲の目標であります1万3,400頭よりも2,000頭高い捕獲を実施することができました。

下のグラフを御覧ください。

ところが、伊豆地域の推定生息頭数でございますけれども、こちらは、減少傾向は見られているんですけれども、なかなか計画どおり目標に達していないという状況になってお

ります。

次のページを御覧ください。富土地域の状況でございます。

こちらにつきましても、捕獲は強化ができました。ただ、捕獲従事者が若干伊豆に比べて少ないということですか、ゴルフ場やレジャー施設などで、捕獲ができない、入れないような場所が多いことから、捕獲頭数は残念ながら目標を下回る結果となりました。

下の表を御覧ください。

しかし富土地域では、捕獲頭数が少ないにもかかわらず、推定生息頭数は減少傾向というものが明らかになってきております。ここでも、あまりとれていないけれども減少はちゃんとしているという計画との乖離が見られてございます。

次のページを御覧ください。

11 番のスライドは富士川以西地域の状況でございます。富士川以西地域におきましては、このような黒の濃いところが生息密度が高いということで、こういったところで管理捕獲等——実際には被害防止目的の捕獲というものも盛んにやっていただいている、協力しながら進めてきたわけですが、これである程度濃いところについては解消してまいりました。ただし、課題としまして、最近県境ですとか市町境ですね。こういったところで高密度のところが出現してきております。

また、南アルプスのお花畑ですね。貴重な植物があるということで保全に力を入れているわけですが、現地でシカ柵を設置するとともに、冬には山の高いところではなくて、少し下がってシカは越冬しますので、その越冬地での捕獲を進めてまいりました。しかしながら、平成 30 年から観測を続けた結果、残念ながら、聖平の 2,300m という高標高地においてシカをカメラで確認をしたところ、生息頭数は増えてしまったということで、高標高地での対策について検討を今進めているところでございます。

それでは、課題と次期計画での対策を整理します。

下のスライドですが、伊豆・富土地域ではっきりしてまいりました推定方法の精度ですね。こちらを何とか上げていって、計画と実際が近づくような形にしていきたいと考えております。それから、まだまだシカの生息頭数が減っていないということで、これからは捕獲頭数を何とか上げていかなければいけないと考えておりますが、当面は伊豆・富土地域ともに減少傾向がようやく見られておりますので、令和 2 年度の過去最高の捕獲頭数を維持、強化するということを考えてまいりたいと思っております。

次のページを御確認ください。

13 のスライドになりますが、対策としまして、生息頭数の推定方法につきましては、次期計画から精度を上げるために、捕獲実績と生息密度調査などの複数の密度指標の変動から推定をする統計モデルとしての階層ベイズ推定法を取り入れることとしたいと考えております。この方法は昨年度から環境省のガイドラインでも採用された方法でございますので、観測誤差の影響がなくなって精度が向上いたします。ただ、まだ本当に確立した方法ということではございませんので、毎年度実際の状況と確認をした上で実施をしていくこととしております。

次に、捕獲の進め方でございますが、先ほど申しましたように、成果があった施策ですね。しっかり減ってきたというような施策については、さらに拡充しながら継続するとともに、農林部局と協力して、市町が実施する被害防止目的の捕獲との連携を強化いたしまして、地域で総合的な対応が取れるよう努めていきたいと考えております。

富士川以西地域でございますが、14 のスライドです。県境や市町境での捕獲は、伊豆・

富土地域で実績もあります、地域の捕獲従事者以外の認定事業者による捕獲というものを導入するとともに、南アルプスでは、今年度から前倒しで実施しておりますお花畑周辺での試験捕獲を継続して、高標高地域での防護と捕獲の方法、それからその体制について検討してまいりたいと考えています。

以上がニホンジカについての次期特定計画の内容となります。

続きまして 52 ページ、カモシカの特定計画について御説明申し上げます。

カモシカは非狩猟獣でありまして、さらに特定天然記念物に指定されております。本県では、南アルプス地域個体群というものが、長野県、山梨県と 3 県にまたがり生息しております、その表にございますように、赤の濃いところですね。そこが南アルプス保護地域となっております、そこでは当然ながら捕獲は禁止ということになっております。その赤の濃いところに接しております市町のうち、被害が顕著と認められているオレンジ色で示しております、静岡市、島田市の旧川根町、川根本町全域及び浜松市の天竜区を管理計画の対象としております。カモシカの管理は、対象となる市町が毎年地域の状況に応じて立てた実施計画のうち、県がこの特定計画に合致するものについて、専門家の助言をいただきながら年度計画に反映いたしまして、それに基づいて市町が実施するという方法で進めております。

下の 2 のスライドを御覧ください。

カモシカは、大正 10 年に狩猟法の改正に伴いまして狩猟獣から除外されております。それから昭和 9 年には天然記念物に指定されましたけれども、狩猟がこのような禁止された期間におきまして、貴重な資源動物ということで密漁が行われて数が激減しておりました。そこで、昭和 30 年に特別天然記念物に指定されまして保護が進み、次第に生息数が増加いたしました。その結果、やはり昭和 40 年頃から森林被害が問題化してまいりまして、昭和 54 年に、文化庁、林野庁、環境庁の 3 庁の合意という形でカモシカの保護・管理の方針の転換がなされまして、一定の条件下では個体調整、捕獲を含む被害防除対策が行われるようになったということでございます。

本県でも同じように、昭和 40 年代に造林木の被害が報告されまして、平成 8 年より、関係部局の協力の下、「静岡県カモシカ保護管理及び農林業被害対策計画」を策定しまして、個体調整を含む対策を実施しております。現在では第二種特定鳥獣管理計画でこの計画を行っているところでございます。

それでは次のページを御覧ください。

カモシカの被害の状況でございますが、林業被害と農業被害が起きております。林業被害は平成 22 年度がピークで、近年は 50ha 程度と大分落ち着いてはきております。農林産物被害につきましては、中山間地での被害となりますので被害額は総じて少額でございますが、零細な農林家の経営基盤を揺るがす状況となっております。対策といたしまして、林業被害地では防護柵の設置、忌避剤の処理、個体調整を実施しております。

下のグラフを見ていただきますと、これが対策後どういう被害がさらに起こったかという表になりますけれども、赤いグラフのものが防護柵でございまして、防護柵が一番再度被害に遭わない。効果があるということが分かっております。それ以外の方法につきましては、やはりあまり安定した効果がないということで、防護柵を進めることが肝要と考えております。

上の 3 番に戻りますが、農林産物被害地によっては、同じように防護柵の設置、個体調整を実施しておりますが、効果に差がございまして、個体調整の後被害継続の箇所がある

となっております。

両方の被害地ともに、被害が終結した箇所もちろんあるのでございますけれども、被害が継続している箇所もありまして、専門家の方々からも、これはニホンジカなど、カモシカ以外の野生動物による加害の可能性が高いと御助言いただきまして、やはりそのためには自動撮影カメラ等によって加害種を特定した上で対策を立て直すことが必要と考えてございます。

54 ページを御覧ください。

次期計画の管理の目標については、現計画と同様に、地域個体群の安定的な維持と農林業被害の軽減を目指したいと考えてございます。

科学的・計画的な保護管理ということでございますが、これにつきましては、市町が実施した効果測定の調査ですとか捕獲個体の年齢の分析を県が実施しまして、個体が絶滅することがないように評価を行いつつ、実際の対策を進めていくということになっております。

下の7番でございますけれども、施策としましては、捕獲ではない防護柵の設置などを主体といたしました被害防除がまず第一と考えております。これにも加害種の特定が重要となっておりますので、これも進めていきたいと考えます。また、カモシカの被害につきましては、ニホンジカの被害と混同されることが多いですので、ニホンジカの対策も同時に実施するとしております。

また、これで被害が防げない場合には、加害個体を特定して除去をするという個体調整を実施して、さらに効果についても確認をした上で、効果が見られない場合には安易に継続をしないで対策の見直しを実施したいと思っております。また、カモシカが生息するのは広葉樹林等になりますので、こちらの整備についても続けてまいりたいと考えております。

最後に、イノシシについて御説明を申し上げます。55 ページになります。

イノシシは、皆さん御承知のように全域で生息しておりまして、こちらの図は狩猟のときに目撃した頻度になりますけれども、赤いところが頻度が多いということで、伊豆半島に非常に多いと考えております。

それ以外にも、環境省が実施した調査の結果から、イノシシは近年住宅地周辺にまで生息域を広げていると考えられます。しかし、イノシシにつきましては、生息密度ですとか個体数を推定する方法が確立されておりませんので、どれぐらい住んでいるか、生きているかというような推定については困難となっております。

また、イノシシの特徴として、山を利用する個体と里を利用する個体がございまして、やはり里を利用する個体を重点的に駆除することが重要と考えております。

では、下のページですね。どれぐらい捕獲しているかということですが、平成9年から28年ぐらいまではずっと伸びたんですけれども、近年は割と頭打ちというような形で、昨年の捕獲数は1万3,000頭となっております。捕獲につきましては、県の管理捕獲は実施しておりませんので、いわゆる有害捕獲という農林水産業の被害防止のための捕獲と狩猟とで行っております。

次のページを見ていただきますと、イノシシによる農林産物の被害額でございまして、これは令和2年度で県内の43%を占めておりまして、一番多くなっています。被害は、野菜ですとか果樹、芋類、水稻が多く、踏み荒らしがその主因となっております。被害額につきましては、21年度のピークから下がってはきたものの、最近は減少幅が非常に少なくなっているということで、現計画の目標である1億300万円の達成は非常に厳しい状況に

なっております。

下のスライドになりますが、課題といたしまして、やはりイノシシは繁殖力が非常に高いので個体数の回復が早い。ですので、やはり被害の軽減のためには捕獲の強化とその継続が必要になってまいります。また、被害額の減少が緩やかになっていることから、これは地域ごとの被害の推移ですとか原因の分析というものを進めまして、地域の特性に合った、より細やかな対策が必要と考えております。管理の目標としましては、現計画と同様に農林産物の被害額を減少ということを検討しております。

具体的な施策でございますが、やはり捕獲の7割を占めております被害防止目的の捕獲、それから農林業者の方々が自衛を行っていただいておりますので、そういったものについても支援を行うとともに、担い手の確保・育成をやっております。また、捕獲の3割を占めている狩猟についても期間の延長を引き続き行います。被害防止対策についても、地域に合った防護柵、それから鳥獣被害対策総合アドバイザーを県内でたくさん育成させていただいておりますので、そういった方を中心に、地域一丸となった被害対策に取り組めるように支援をしてまいります。

それから、やはり耕作放棄地が増えていることが、イノシシがどうしても生息してしまう原因になっておりますので、これにつきましても、農林部局と共同いたしまして解消に取り組んでいくと考えてございます。

以上が第二種特定鳥獣管理計画についての説明でございます。今後のスケジュールにつきましては、先ほど御説明いたしました第13次鳥獣保護管理事業計画と同様に実施してまいりますので、よろしくお願いします。それでは御審議をお願いいたします。

(会長) どうもありがとうございました。たくさんの資料をそろえていただきまして、本当にありがとうございました。本日の審議が終わってから、これにつきましても鳥獣保護管理部会で詳細な審議をしていただきますけれども、その前にまず皆様から御意見、御質問等あればお願いします。いかがでしょうか。何かお気づきの点等、それから部会で審議していただきたい点等ございましたらいただきます。

はい、どうぞ。

(委員) 51ページあたりですね。ニホンジカで県境で高密度地の出現とあるんですが、この計画自体は県の計画なんですが、その県境というところで、隣接する県ですね。こういったところとの連携というのは取られることになっているのでしょうか。

(鳥獣捕獲管理室長) お答えします。実際に県境につきましては、神奈川県と山梨県とはお話をさせていただいておりますが、今新たに問題になりました、引佐ですとかの愛知県との境ですね。そういったところにつきましては、まだしっかりと話合いができていないというところでございます。当然愛知県でも問題になっていると思いますので、またそのあたりにつきましては話をさせていただきたいと考えております。

(会長) よろしいですね。私もちょっと聞いていて、ぜひともその辺は調整をしていたかなくちゃいけないんじゃないかなと感じました。

それと、関連するんですけれども、市町村とも何か、県の計画と、それから市町での実施というお話がさっき出てまいりましたけれども、その辺の関係というのはどうなっているのでしょうか。

(鳥獣捕獲管理室長) お答えいたします。市町では、農業の特措法に基づいて5年間をかけた計画をつくっております、その中でどういうふうに鳥獣被害については減少させていくか、対策を立てていくかということでやっております。

私ども、県で、ニホンジカの対策につきましては、実は市町ごとにユニットを設けておりまして、それごとに「今どれぐらいの生息数がいて昨年は何頭捕った。今この辺にいるから、こういうふうにやりませんか」ということを、毎年面談をさせていただきながら計画をしておりまして、必要であれば、それ以外にもお話をしながら対策を立てるということをやっております。これについては引き続き行っていきたいと考えてございます。

(会長) 何か、お聞きしていまして、やっぱり県が全体的に主導的な立場で市町村に、「指示を出す」という言い方をしたらいいのかどうか分からないんですけども、何かどこかでまとめて動いていかないと、「自分のところだけよくて」というような話になってしまわないかなというのをすごく感じていましたので、ぜひともまた部会で検討していただきたいと思っていますので。先ほど委員からの御質問にありました、さらには県を越えてというような話も含めて御検討いただきたいと思いますと思っています。

何か皆さんでお気づきになった点がありましたら御質問いただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

(委員) 今のお2人の御議論のとおりで私も賛成なんですけど、別の角度から1点なんですけど、農業生産とも関連があると思うんですけども、やはり捕獲者の育成というのがすごく大事だと思います。それは文章としてはあるんですけど、具体的にどういう形で捕獲者の育成を行っていくのか。例えば狩猟免許を取りやすくするとか、免許更新を少し長くするとか、手数料を下げるとかというようなことは多分されておられるんじゃないかなと思うんですけども、それ以外に、今度の計画を新たに立てる上で何かしら方向性のようなものがあったら教えていただければなと思います。

これは私が雑談というか、話している間に考えていただければいいんですけど、やはり農業生産も全く一緒に、今、何ていうんでしょうね。いろんな作物を作る上で、「この作物、とても大事だ」ということを言いつつ、実際現場に立つのはほとんど高齢者なんですね。だから日本の農業を守る上では、多分日本の農産物を守る上では、いかに生産人口を増やしていくのか。しかも若者にシフトしていくのかということが重要だと思うんですけど、今回のこの鳥獣管理計画においても、全く同様に、人を育てる部分も必要ではないかなと思うので、ちょっとそのあたりは、今後部会でもお話し合いをされると思いますから、何かしら御議論の1つとしていただければと思います。特にコメントがなければ感想という形でお聞き取りいただいて構いません。

(会長) ありがとうございます。事務局で、人材育成では何かコメントございますか。

(鳥獣捕獲管理室長) 人材育成は、もちろん喫緊の課題でございますので力を入れてやっているとございまして。今現在は、初級、中級、上級ということで、それぞれの捕獲者の方々のレベルに合わせた研修を毎年開催をさせていただいております。もちろん実務といいますか、現場と、それからいろんな知識ですね。それを2日に分けまして実施をしているところでございます。

それ以外に、今年度から学生向けの免許取得のための講習会というのを始めさせていただきまして、これについては、また引き続き進めてまいりたいと考えてございます。

(会長) ありがとうございます。また部会でも議論を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ほかに、何か委員の皆様から御意見ございましたら。

(委員) 今のことについて、現場から少し情報提供させていただきます。

うちのところだと、集落、農業の人たちが、40代、50代の方を中心に「おまえ、捕っ

てくれんかや」とか言いながら、皆さんに頼まれて、そういう方たちが捕獲者となる。それからもう1つは、先ほどおっしゃったように、農林学校の生徒さんたちに対してもそういうアピールをしていらっしゃるということも聞いております。

「農業被害の中で数字に上がってこないものがあるんだよね」と昨日言われて、「ちゃんと言ってくれよ」と言われたので、プラスアルファで言わせていただきますが、タケノコとかシイタケとかキノコですね。そういうものが、非常に被害が大きい割には被害額として上がってこない。

それから、先ほど言われた、高齢者が農地を守っていることが多いんですけれども、高齢者の言葉の中に、「人間がおりの中で仕事をしてるようだ」と言う方がいらっしゃいます。確かにそうで、全部柵を結わないと農作物を守れないということがあります。

それからこれは、本当にそれが効果があるかは分かりませんが、日本種の和種(わたね)といって、種の種類なんですけれども、日本古来の綿を獣が嫌う。それをずっと畑の周囲に植えておいたら被害がなかったというような報告もちょこっとあって、うちのほうは来年度、自分の畑の周りに一度それをやってみようかなということで種を確保しておりますけれども、そういう自然由来のもので何かできたら、おりよりはずっといい。それから電気の被害ってやっぱり怖いものですから、本当に私のところは海から3kmしか離れてないんです。その畑にもイノシシも出ます。そういうふうに、もうずっと南下してきているので、どこにいても不思議はないと思っているので、そういうようなことで、小さい農業を守るといって柵になってしまうと思うんですけれども、大きい規模をやられている方は、なかなかその柵のお金だけでもばかにならないと言っておりますので、またその辺のところも含めて鳥獣部会でも議論をしていきたいと思いますが、委員の皆さんにも、まだ農業の現場では、そうやって少しずつ対応もしているし、それから困っていることも実際あるということでおつなぎをさせていただきました。

(会長) はい、ありがとうございます。ぜひともまた部会に反映していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ほかに何かございますでしょうか。

(委員) 今、農業の現場というお話がありまして、我々も毎年、各JAから、県等に対する政策要望ということでまとめさせていただいておりますが、今年度も、県内に今17JAございますが、12のJAから、やっぱり「鳥獣被害のところを何とか対策を強化していただけないか」という声が上がってきております。先ほど柵の話もございましたが、国とか県の補助事業、それから市の補助事業を使って柵も整備がかなり進んでいるわけですが、それが年が経過して、かなり老朽化している。もう1回そこを直さないと、やはり被害が拡大してしまうということですが、なかなか今の事業上では2回目の補助というのはあり得ませんので、そうしたところに今現場も悩んでいるということでございます。

あと、カモシカについても、島田市あたりで範囲に入れていただいておりますが、かなり下のほうまでカモシカが下りてきているという話を最近現場でもよく聞きますので、実態をまたよく見ていただいて対応を考えていただければなと思っております。よろしくお願いいたします。

(会長) はい、ありがとうございます。ぜひともこれもメモしておいていただきまして、部会に反映していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

まだまだいろいろと御意見あるかと思っておりますけれども、この件につきましては、鳥獣の

保護に関する知識・経験等を有する方々に、より専門的な見地から詳細に議論を行っていただく必要があると考えますので、つきましては鳥獣保護管理部会においてこの諮問事項について詳細な検討をお願いすることにしたと思います。よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。それではそのように決定いたします。鳥獣保護管理部会では、先ほど出ました御意見を念頭に置きながら整理をしていただきたいと思います。

なお、先ほどちょっと忘れましたが、部会の検討結果につきましては、また改めて本審議会に報告していただきまして、最終的に審議会として答申することといたします。よろしく願いいたします。

(3) 部会審議結果の報告

・廃棄物リサイクル部会の審議状況

令和3年2月4日に諮問され、廃棄物リサイクル部会で審議（第1回7月9日開催、第2回9月22日）を行っている、「第4次循環型社会形成計画の策定」について、部会長から審議の状況が報告された後、質疑応答が行われた。

（会長） それでは、もう1件報告事項がありますので、報告事項に移ります。「廃棄物リサイクル部会の審議状況」について、廃棄物リサイクル部会長から報告をお願いいたします。

（廃棄物リサイクル部会長） お手元の資料でいきますと61ページにございます。61ページを確認しながら、前面の画面のスライドにも目を移していただければと思います。

それでは改めまして、「廃棄物リサイクル部会の審議状況」について御報告させていただきます。

廃棄物リサイクル部会は、令和4年度から始まる第4次循環型社会形成計画の策定について審議をしております。第2回の部会は9月22日に開催し、11名の委員中9名の出席がございました。第2回の部会では、第1回部会で出されました計画の方向性や指標についての質問、あるいは意見に対する県からの回答及び説明を確認し、続いて循環型社会形成計画の素案が示され、その内容や考え方を説明した上で、委員からこの素案に対する具体的な意見や要望が出されております。繰り返しになりますが、お手元の資料の61ページ、資料4及びスライドを御確認ください。

スライドの4ページ目を御確認ください。新計画の特徴というものを挙げております。具体的には、これから申し上げる4点でございます。

特徴の1点目は「3Rの推進を継続する」ということですね。中でも特にリデュースを最優先として、まずは廃棄物そのものを発生させない。発生してしまったものはリサイクルする。それによって廃棄物を減らしていくという取組を進めるということでございます。これを端的に表すものとして、キャッチフレーズを用意させていただきました。「“捨てる”を減らそう。“活かす”を増やそう。～ふじのくにのゼロエミッション～」というキャッチフレーズでございます。

2つ目の点は、これまでのいわゆる線形経済から資源循環を重視するという「環境と経済の両立を目指すサーキュラーエコノミー」。このサーキュラーエコノミーというものに転換を図るということでございます。基本的な方針は「サーキュラーエコノミーに向けた基盤づくり」という形で挙げさせていただこうと考えております。

3点目は、指標及び目標値につきまして、一般廃棄物、産業廃棄物とも、廃棄物の削減を量的に表し取組効果を分かりやすくするよう「最終処分率」から「最終処分量」に見直しを行うということでございます。

4点目は、世界的にも重要な課題となっておりますプラスチックごみですね。このプラスチックごみや食品ロスに対する課題につきまして、国や関係団体と連携して取り組んでいこうということを考えてございます。

お手元の資料、スライド5というのを御確認ください。計画概要をまとめてご

ざいます。

この中で、計画目標の一般廃棄物の目標は「1人1日当たり」となっております。産業廃棄物と異なりますが、一般廃棄物は人口の増減に影響を受け、これを排除し、住民一人一人の毎日の排出量として比較するために換算しております。

「1人1日当たり」から「住民一人一人の毎日の排出量」に転換していこうという考えでございますので、御承知おきください。

6ページ目を御覧ください。

基本方針を3つ立ててございます。それぞれ「○」で示したくくりで具体的な施策を検討し推進していくということを考えております。施策の詳細な内容につきましても、本日は時間の都合上割愛させていただこうと思います。

スライド7ページ目を御確認ください。

第2回の部会で意見が出され、今後素案計画に当たって検討するポイントというものをまとめてございます。特徴の一つに挙げられました、先ほど申し上げましたとおり、サーキュラーエコノミーなどのスケールの大きなテーマに加えて、県民の取組を促すために考え方や目指すべき姿をしっかりと分かりやすく示すということが重要であろうということで、関係する様々な活動団体との連携を図るということを考えております。そして、その計画の見せ方として、視覚的あるいは文章として、正しく分かりやすい表現を行っていこうという計画案をまとめていただこうと考えております。

スライドの8ページ目を御確認ください。

これは最後になりますけれども、今後パブリックコメントというのをいただこうと考えております。外部の意見をいただいた上で必要な修正を加え、最終的には環境審議会全体の最終案として御報告させていただければと思っております。計画は以上でございます。

最後になりますが、廃棄物リサイクル部会の特に事務局には、作成に当たりまして大変お世話になっております。この場をお借りしましてお礼を申し上げます。

以上で御報告を終わります。

(会長) どうもありがとうございました。何か、ただいまの御報告に対して御質問等ありましたらお願いします。いかがでしょうか。部会で丁寧に審議していただきまして、今回こうして中間報告もしていただいております。もし委員の皆様でお気づきの点がありましたら、事務局を通して、また部会に御意見いただければと思いますので。そういうことでよろしいですかね。

(廃棄物リサイクル部会長) ありがとうございます。

(会長) では、そのようにお願いいたします。

では、本日用意しました議題は以上です。以上をもちまして本日の議事を終了いたします。御協力ありがとうございました。